

病後児保育のご案内

お子さまが病気の回復期(病気治療に向かいつつある期間)で、集団保育や家庭保育ができない場合にご利用することができます。

病後児保育は、吉野町が大淀町ときたの学園に病後児保育の利用について 協定した委託事業です。

対象 町内在住の満1歳児から小学3年生まで

場 所 きたの学園内 病後時保育室「にじ」 (大淀町北野 23番地の8) **☎**(32) 1870

時間 月曜日~金曜日 8時30分~18時30分

利用料 1日2,000円 布団リース・給食代 400円

- ※利用される前には、事前に『きたの学園』に登録・利用申込みが必要です。 〈『きたの学園』ホームページから登録・利用申込ができます。〉
- ※利用できる症状
- ○感冒・消化不良等、感染症疾患(麻疹・水痘・風疹等)、目や耳の疾患(結膜炎等) の回復期にあるもの〈医師連絡票で確認〉
- ※入室日の朝の体温が38度以上ある場合は利用できません。
- ※病後児保育室利用の流れについては、裏面をご覧ください。



詳しくは、吉野町教育委員会事務局までお問合せください。 子育て支援係 (232-0190 内線 517)

病後児保育室利用の流れ

① 事前に登録の申込をする。

【病後児保育登録申込書:様式第1号】



② 利用希望日に病後児保育室の定員に空きがあるか電話で確認し、予約する。



③ 予約後、医療機関を受診し医師連絡票を記入してもらう。



【医師連絡票:様式第3号】

④ 病後児保育室を利用する。

【病後児保育利用申込書:様式第2号】

【承託書】

※医師連絡票を添付し、利用申込書を提出する。



- ⑤ 病後児保育室を退室時、利用料を支払う。
- ※登録・利用申込み・利用料支払いは、きたの学園となりますでよろしくお願いします。

※きたの学園 ホームページ

http://kitano-gakuen.jp